

ふれあい・いきいきサロン 助成金交付要領

(目 的)

第1条 この要領は、「ふれあい・いきいきサロン実施要綱」第5条第1項に基づき、本会が交付する助成金について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この助成金は、本会の定める「ふれあい・いきいきサロン実施要綱」第4条に規定する各号の活動要件を全て満たすことで、交付の対象とする。ただし、次の各号に該当すると本会会長が認める場合は除く。

- (1) 営利を目的とする活動。
- (2) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動。
- (3) 運営者のみを対象とした例会、学習会、打合せ会。

(助成金の金額)

第3条 助成金の金額は1団体30,000円を上限とし、別表の算定基準に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受ける場合は、助成申請書(様式1)並びに年間計画表(様式2)、参加者名簿(様式3)を作成し、本会に申請するものとする。

(助成金の決定及び交付)

第5条 助成金申請書を受理したときは、本会で審査の上、決定する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成26年4月1日より施行する

(別表)

地域サロン活動助成金 算定基準額

継続した活動への助成

前年度サロン開催回数	算定基準額
12回以上	11,000円+延べ人数×60円
11回	10,000円+延べ人数×60円
10回	9,500円+延べ人数×60円
8,9回	9,000円+延べ人数×60円
6,7回	8,500円+延べ人数×60円
4,5回	8,000円+延べ人数×60円
3回以下	7,500円+延べ人数×60円

新たに立ち上げるサロンへの助成

助成内容	算定基準額
立ち上げ経費、初期費用として	15,000円